

新潟市立臼井中学校いじめ防止基本方針

文部科学省および新潟市の基本方針を受けて、『いじめ防止対策基本方針』をもとに、学校及び学校教員の責務（第8条）から、「いじめ」は絶対許されない行為として、いじめ基本方針を策定する。また、本校に在籍する生徒の保護者、地域、そして関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及びその発見に取り組み、在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、迅速かつ適切にこれに対処し、解決を図り、生徒の全人的な成長と発達を支援する。

I いじめ防止に向けた基本方針

1 基本方針

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうる深刻な人権問題である。このことを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者・地域・関係機関と連携し、情報を共有しながら対処・指導にあたる。

2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

～いじめの定義～

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校および教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、全ての生徒が自己有用感を持ち、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は、全力をあげていじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して見逃さないものとする。

II いじめ防止対策の基本となる事項

1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて、「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進し、生徒、教職員、保護者、地域が一丸となって全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学級、学年、部活動など望ましい集団となるように指導の充実を図り、生徒一人一人の自己有用感を高めるよう努める。
- (3) 生徒の豊かな心を育み、自他を尊重する精神を養うために、全教育活動を通じて道徳教育（人権教育、同和教育を含む）の充実を図る。
- (4) いじめ防止の対策については、「予防」「対応」「相談」「組織」「連携」の観点から対策を講じる。インターネットを通じて行われるいじめ、重大事態に対する対策については別に項目を設ける。

2 いじめに対する基本的な対策

(1) 予防に関すること

- ① 特別活動を充実させ、生徒一人一人の自己有用感を高める。

- ② 学年、学級、部活動などでの望ましい仲間づくりを推進するとともに、道德の時間や体験活動及び人権教育活動の充実を図る。
 - ③ 生徒の変化を適切にとらえるために、「ニコニコアンケート」、「教育相談アンケート」「ＱＵ」、「セルフチェックシート」等のアンケートを毎月実施し、即日チェックを行う。いじめが疑われる事案については、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、対応を協議する。
 - ④ 生徒会が主導の「あいさつ運動」を推進し、心の通った活動を推進する。
 - ⑤ 生徒が主体となった「いじめ見逃し０集会」などの啓発活動を実施する。
 - ⑥ 教職員はいじめの兆候をいち早く察知するために、日頃から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、速やかに「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、その情報を管理職及び関係教職員で共有し、対応を協議する。
 - ⑦ 生徒同士、生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る（毎日笑顔で話しかけたり、名前を読んだり、褒めたりするなどを積み重ね、生徒との信頼関係を築く）。
 - ⑧ 保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
 - ⑨ 教育相談活動の充実を図る。
 - ⑩ いじめに関する事例研修などを実施し、教職員のいじめに対する対応力を高める。
 - ⑪ 外部講師を招いての講演会、講話などを開催する。
- (2) 対応に関すること
- ① いじめが予見、認知された場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、「いじめ問題対策委員会」を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、迅速かつ適切な初期対応を行い早期解決を図る。
※ 重大事態が発生した場合及び重大事態につながる恐れのある事案が発生した場合は、その情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、教育委員会に報告し、対応について協議する。
 - ② 常に被害者の立場に立った対応を心がける。
 - ③ 学年の枠を超えた組織的な対応により早期解決を図る。
 - ④ 対応の各段階においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。
 - ア 事実把握の段階
 - ・ 正確で偏りのない事実調査を行い、全体像を把握する。
 - ・ 生徒指導部及び管理職への速やかな情報伝達を行う。
 - イ 方針決定の段階
 - ・ ねらいを明確にし、指導の役割分担を決定する。
 - ・ 教職員の共通理解を図る。
 - ウ 指導及び支援の段階
 - ・ 被害生徒の心情の理解に努める。
 - ・ 原因の把握に努める。
 - ・ 加害生徒が事態の問題点を理解し、十分に反省するように指導する。
 - ・ 被害生徒と加害生徒、またその保護者同士の融和を図る。
 - エ 継続支援の段階
 - ・ 再発防止のための対策を講じる。
 - ・ 事後の経過観察を正確に行う。
 - ・ 保健室やスクールカウンセラーの態勢を整え、関係生徒の心のケアに努める。
 - ・ 関係生徒、保護者への支援を継続する。
 - ⑤ 加害行為が相当期間なく、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められれば解消と判断する。「相当期間」は３か月を目安とする。
 - ⑥ いじめ事案に関する記録については、以下のように保管する。
 - ・ アンケートなどの調査用紙（原本）は生徒が卒業するまで保管する。

- ・ 調査結果をまとめた資料を別に作成し、生徒の卒業後 5 年間保存する。
- ・ 重要度「高」の事案については、対応を含む全ての資料を確実に保管する。

(3) 相談に関すること

- ① 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ② 教育相談の充実を図る
 - ア 教育相談週間（4 月、10 月）
 - イ チャンス相談の効果的实施
- ③ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどを効果的に活用し、幅広い情報収集に努める。
- ④ 学校に相談できないために問題が深刻化することを防ぐため、生徒及び保護者に外部相談機関【スーパーサポートチーム・スクールソーシャルワーカー・市教育相談センター・訪問相談員など】を周知する。

(4) 連携に関すること

- ① P T A 活動、保護者懇談会、部活動保護者会などあらゆる場面、機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。
- ② 各学級だより、学校だより、学校ホームページ（ブログ）などを通して、適切な情報提供に努め、積極的に地域との連携を図る。
- ③ 学校警察等連絡協議会を開催し、関係機関との連携を十分に深めておく。
- ④ 臼井小学校と、いじめに関わる事実の提供や情報収集を行うなど、連携の充実を図る。

(5) 組織に関すること

- ① 学校内では以下のような組織を設置し、いじめ問題に取り組む。
 - 設置名【生徒指導部会（多面的生徒理解、いじめ防止情報を含む）】
 - 開催数…週 1 回（臨時もある）
 - 構 成…校長・教頭・各学年主任・養護教諭・特別支援担当教諭・生徒指導主事
 - 設置名【運営委員会（多面的生徒理解、いじめ防止情報を含む）】
 - 開催数…週 1 回
 - 構 成…校長・教頭・教務主任・各学年主任
 - 設置名【職員会議（多面的生徒理解・情報交換、いじめ防止情報を含む）】
 - 開催数…月 1 回
 - 構 成…全職員
 - 設置名【いじめ対応ミーティング】
 - 開催数…随時
 - 構 成…管理職・生徒指導主事・関係生徒学級担任及び学年主任・事案に関係する教職員
 - 設置名【いじめ問題対策委員会】
 - 開催数…月 1 回を原則とするが、校長が緊急性ありと判断した場合は全職員を招集する。
 - 構 成…校長・教頭・生徒指導主事・各学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭
- ② 中学校区いじめ防止連絡協議会の設置
 - 開催数…年 1 回を原則とするが、校長が緊急性ありと判断した場合は全職員を招集する。
 - 構 成…臼井地区青少年育成協議会長、臼井地区コミュニティ協議会長、臼井小・中学校長、臼井駐在所巡査、民生委員、児童委員、臼井小・中学校 P T A 会長、臼井小・中学校教頭、臼井小・中学校生徒指導担当

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、実態把握が困難であり、一度発生した場合、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。よって以下の対策を講じる。

(1) 学校で行う対策

- ① 不特定多数の人との交流が可能なＳＮＳの利用、閲覧などはルールとマナーを守って使用するという立場で生徒に指導する。
- ② 携帯電話・スマートフォン及びインターネットに接続できる通信機器については校内への持ち込み及び校内での使用は禁止する。
- ③ 情報モラル教育を図るため、インターネットの利便性と危険性について道德部、特別活動部、技術・家庭科が連携して指導にあたり、確かな理解を図る。
- ④ 学級活動や総合的な学習の時間において、インターネットの危険性やトラブルに関する講演会や学習会を開催する。

(2) 家庭に対して行う対策

- ① 入学説明会や保護者会などの機会を利用して、インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。
- ② 各学級だより、学校だよりを発行し、生徒の携帯電話、スマートフォン、ＰＣの利用については、保護者の責任及び監督の下で行われるよう要請する。
- ③ 生徒がＳＮＳなどでトラブルを起こした、被害を受けた、巻き込まれたなどの事態になった場合や、インターネットの過度な利用により学校生活に支障をきたしている場合は、ＳＮＳの退会や閲覧停止などを保護者に勧告する。

(3) 発生の対応

- ① 2の(2)に準じて対応するが、必要に応じて教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携を密にして、速やかに現況が改善されるように努める。
- ② 被害生徒、保護者への支援、及び加害生徒、保護者への指導を十分行うとともに、事案の推移については、特に継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

II 重大事態発生時の対処について

1 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査・解明し、対処にあたる。なお、重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあった場合は、重大事態が発生した場合と同様に扱う。

2 重大事態の意味

重大事態とは次に掲げる場合とする。

- | |
|--|
| <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p style="text-align: right;">(いじめ防止対策推進法第28条第1項)</p> |
|--|

具体的には、次のようなケースが想定される。

- 生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な被害を負った場合
 - 金品などに重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき
- ※ 相当の期間は年間30日を目安とする。

3 重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態に関わる情報を迅速に収集・整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに新潟市教育委員会に報告し、その対応、調査などについて指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 関係生徒及び保護者への対応

(1) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

重大事態に関わるいじめを受けた生徒は、心身共に大きな傷を負っていることが考えられることから、当該生徒の身体の安全と心の安定を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。

(当該生徒への具体的な対応、支援)

- ・学級担任や養護教諭・スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ・いじめに関わる事実関係を明らかにするため、聞き取りを丁寧に行う。
- ・いじめの解決に向けて、当該生徒の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・安心して学習・生活できる場や時間などの環境を確保する。
- ・不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラー等による心のケアを必要に応じて行う。
- ・医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関への受診をすすめる。

(当該生徒の保護者への具体的な対応、支援)

- ・当該生徒が受けたいじめに関わる事実や、生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・いじめ解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・保護者自身が不安を抱いている場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

(2) いじめを行った生徒及び保護者への対応

いじめを行った生徒に対しては、そのことが決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないように指導する。その際、いじめを受けた生徒の立場に身を置き相手の心の痛みを推測させる等を通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自らに誓うことができるように説諭する。

当該生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。本人自らの気持ちで反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

当該生徒の保護者に対しては、子供の行ったいじめに関わる事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。